

静県薬第386号
令和6年8月20日

各地域・職域薬剤師会会长様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡田国一

認定実務実習指導薬剤師養成講習会（講座①②③④／東部地区）の開催について

標記講習会につきまして、下記及び別紙のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。
なお、令和4年度からは、認定実務実習指導薬剤師認定制度の主管が日本薬剤師会研修センターから薬学教育協議会に移管されたことに伴い、実施主催者は病院・薬局実務実習地区調整機構、都道府県薬剤師会、都道府県病院薬剤師会とし、薬学教育協議会は共同主催者として開催することとなったことを申し添えます。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮ではございますが、貴会会員にご案内いただきますようお願い申し上げます。

記

[認定実務実習指導薬剤師養成講習会（東部地区）]

- 1 主 催 一般社団法人薬学教育協議会病院・薬局実務実習東海地区調整機構
公益社団法人静岡県薬剤師会
静岡県病院薬剤師会
- 2 共 催 一般社団法人薬学教育協議会
- 3 日 時 令和6年10月26日（土）

新規申請対象

：14時00分～17時45分

更新申請対象

：15時00分～16時00分
- 4 場 所 沼津薬剤師会医薬分業推進支援センター 2階 会議室
- 5 募集定員 45名

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；伊藤
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：itou@shizuyaku.or.jp

認定実務実習指導薬剤師養成講習会（講座①②③④／東部地区）の開催のご案内

令和6年8月 公益社団法人静岡県薬剤師会

1 主 催 一般社団法人薬学教育協議会病院・薬局実務実習東海地区調整機構

公益社団法人静岡県薬剤師会

静岡県病院薬剤師会

2 共 催 一般社団法人薬学教育協議会

3 目 的

薬学教育協議会が定める認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領及び認定実務実習指導薬剤師養成研修（講習会、薬学教育者ワークショップ）実施要項に基づき、静岡県における養成講習会（新規・更新）を開催し、もって、薬局、病院における受入体制を整備することにより、薬剤師を養成し、県民の健康な生活の確保及び向上に寄与することを目的とする。

4 日 時 令和6年10月26日（土）

新規申請対象：14時00分～17時45分

更新申請対象：15時00分～16時00分

5 場 所 沼津薬剤師会医薬分業推進支援センター 2階 会議室

沼津市東椎路字春ノ木549-1 電話：055-927-2065

※駐車場につきましては、駐車台数に限りがございます。

※空きスペースがない場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。

6 内 容 別紙プログラムのとおり

7 受講資格

（1）新規申請のための講習会の対象者は、薬学教育協議会が定める「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領」の「5. 認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格」を満たす者。

（2）更新申請のための講習会の対象者（講座④を受講できる方）は、「認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上を経過した者」。

※認定実務実習指導薬剤師の認定期限は下記URLよりご確認ください。

薬学教育協議会ホームページ>認定実務実習指導薬剤師名簿>東海地区

[東海地区認定実務実習指導薬剤師名簿（五十音順）]

https://www.shidou-yakuzaishi.com/cpems/contents/pdf/5_toukai_meibo.pdf

8 募集定員 45名

9 受講料 無料（会員・非会員を問いません）

10 申込方法

静岡県薬剤師会ホームページ「研修会・講習会等」又は下記URL、QRコードから、9月27日（金）までに、お申込みください。締切日以前でも定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申込みください。

受講の可否は申込締切日以降日、メールにて連絡します。

注：受講証は「当日配付」の予定ですが、申し込まれた日にちによっては「後日郵送」となる可能性があることをご了承ください。

[認定実務実習指導薬剤師養成講習会（東部地区）受講申込フォーム]

<https://forms.gle/TWcYHWyw9ZEKv2N66>



11 当日の持ち物

本人確認用の身分証明書の原本（顔写真の付いた会員証、運転免許証など）

12 その他

（1）受講証の交付について

新規申請対象者のうち、講習会を受講し当該講座（講座①・②・③）の成果報告書を提出した者に対して、薬学教育協議会代表理事名で「受講証」を交付します。

更新申請対象者は成果報告書の作成は不要のため、講座④（内容は講座②と同じ）を受講した者に対して、薬学教育協議会代表理事名で「受講証」を交付します。

（2）受講証の有効期限について

平成30年4月1日より、受講証に「有効期間」が設けられました。

旧講座（ア・イ・ウ・オ・カ）の受講証の有効期間は令和2年（2020年）3月31日で失効となりましたので、旧講座の受講証をお持ちの方は、改めて新講座①～③を受講し、新規として認定実務実習薬剤師の申請を行う必要があります。

新講座の受講証の有効期間は、講座①～③が受講日から6年間、講座④は3年間です。

薬学教育協議会に認定実務実習指導薬剤師の認定申請を行う際は、必ず受講証の期間内に手続されますようお願いします。

（3）本研修会は、日本薬剤師研修センターの「研修認定薬剤師制度」の対象研修ではありませんので、研修受講単位は交付しません。

（4）欠席される場合は、予め県薬事務局までご連絡ください。連絡のない欠席は、事務局から確認の連絡をする場合があります。止むを得ず当日欠席の場合は、後日ご連絡くださいますようお願いいたします。

13 問合せ先 静岡県薬剤師会事務局（担当：伊藤）電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028

E-mail : gakujutsu@shizuyaku.or.jp

認定実務実習指導薬剤師養成講習会プログラム（東部地区）

講座① 薬剤師の理念

講座② 薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン

講座③ 学生の指導（法的問題）、学生の指導（薬局関係）及び学生の指導（病院関係）

主 催：一般社団法人薬学教育協議会病院・薬局実務実習東海地区調整機構

公益社団法人静岡県薬剤師会、静岡県病院薬剤師会

共 催：一般社団法人薬学教育協議会

開催日時：令和6年10月26日（土）14時00分～17時45分

開催場所：沼津薬剤師会 医薬分業推進支援センター2階会議室

プログラム：

一新規申請者対象一

14：00 認定実務実習指導薬剤師の新規申請について（4分）

14：04 講座①

薬剤師の理念（56分）

15：00 休憩（4分）

15：04 講座②

平成25年度改訂 薬学教育モデル・コアカリキュラム（25分）

薬学実務実習に関するガイドライン（31分）

16：00 講座③

学生の指導（法的問題）（28分）

学生の指導（OBEに基づいた薬局実務実習の進め方）（23分）

学生の指導（改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した病院実習）（24分）

17：15 成果報告書の作成および提出（30分）

17：45 閉会

一更新申請者対象一

15：00 認定実務実習指導薬剤師の更新申請について（4分）

15：04 講座④（内容は講座②と同じです）

平成25年度改訂 薬学教育モデル・コアカリキュラム（25分）

薬学実務実習に関するガイドライン（31分）

16：00 閉会

※ 本講習会は、公開型の講習会であり、県薬会員・非会員を問いません。

※ 新規申請対象者のうち、講習会を受講し当該講座（講座①・②・③）の成果報告書を提出した者に対して、薬学教育協議会代表理事名で「受講証」を交付します。

※ 更新申請対象者は成果報告書の作成は不要のため、講座④（内容は講座②と同じ）を受講した者に対して、薬学教育協議会代表理事名で「受講証」を交付します。

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領

1. 目的

認定実務実習指導薬剤師認定制度（以下「本制度」という）は、6年制薬学教育制度下の薬学生に対して医療の現場における実務実習の際に指導に当たることのできる薬剤師の認定を行うことにより、社会的要請に応えられる薬剤師の養成に資することを目的とする。

2. 名称等

本制度により認定された薬剤師を「認定実務実習指導薬剤師」と称し、認定証を交付する。

3. 運営

本制度は、一般社団法人薬学教育協議会（以下「この法人」という）が行ない、認定実務実習指導薬剤師認定委員会（以下「認定委員会」という）を設置する。

4. 認定の資格要件

(1) 認定実務実習指導薬剤師となるための基本的素養等

認定実務実習指導薬剤師は、次の素養等を有する者とする。

- ①十分な実務経験を有し薬剤師としての本来の業務を日常的に行っていること。
- ②薬剤師を志す学生に対する実習指導に情熱を持っていること。
- ③常日頃から職能の向上に努めていること。
- ④実習の成果について適正な評価ができること。
- ⑤認定取得後も継続的かつ日常的に薬剤師実務に従事する見込みがあること。
- ⑥実務実習生の受入期間中、恒常的に指導できること。

(2) 認定要件

次の認定実務実習指導薬剤師養成研修をすべて修了した薬剤師であること。

①講習会形式の研修

講座① 薬剤師の理念

講座② 薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン

講座③ 学生の指導（法的問題）、学生の指導（薬局関係）及び学生の指導（病院関係）

なお、講習会形式の研修は、講座番号の若い順に受講するものとする。

②ワークショップ形式の研修

この法人が認めるワークショップとする。

③受講証又は修了証の有効期間

講習会形式の研修の受講証（研修修了日が平成30年(2018年)4月1日以降のものに限る。）又はワークショップ形式の研修の修了証（研修修了日が平成30年(2018年)4月1日以降のものに限る。）の有効期間は、研修受講日又は研修修了日から6年間とする。有効期間を過ぎた受講証又は修了証は無効である。

(3) 勤務要件

6. に定める認定申請の際、直近 1 年以上継続的に病院又は薬局において薬剤師実務に従事
(勤務時間数が 1 週間当たり 3 日以上かつ 20 時間以上の場合に限る。) していること。

5. 認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格

認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格は次のとおりとする。なお、以下の「薬剤師実務経験」は、薬剤師名簿への登録年月日以降で i) 病院又は薬局におけるもので、勤務時間数が 1 週間当たり 3 日以上かつ 20 時間以上の場合に限るものとし、かつ、 ii) 大学院在学中のアルバイト等従たる業務として従事したものには含まないものとする。

① 実務経験

薬剤師実務経験が 5 年以上あること。

なお、6 年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者は、薬剤師実務経験が 3 年以上あれば、認定実務実習指導薬剤師養成研修を前もって受講することができるものとする。ただし、認定実務実習指導薬剤師の認定申請は、薬剤師実務経験が 5 年以上となってからでなければ行うこと ができない。

② 勤務状況

薬剤師実務経験が、受講する時点において継続して 3 年以上であること、かつ、現に病院又は薬局に勤務（勤務時間数が 1 週間当たり 3 日以上かつ 20 時間以上の場合に限る。）している者であること。

③ 勤務先等の望ましい条件

ア. 病院の場合

- (ア) 薬剤管理指導業務を実施し、院外処方箋の発行を推進していることが望ましい。
(イ) 病棟薬剤業務実施加算の届出を行っていることが望ましい。
(ウ) 一般社団法人日本病院薬剤師会賠償責任保険（施設契約）又はこれと同等の賠償責任保険に加入していることが望ましい。

イ. 薬局の場合

- (ア) 薬学実務実習に関するガイドライン（平成 27 年(2015 年)2 月 10 日薬学実務実習に関する連絡会議）が求める地域保健、医療、福祉等に関する業務を積極的に行っていることが望ましい。
(イ) 「健康サポート薬局」の基準と同等の体制を有していることが望ましい。
(ウ) 改訂・薬学教育モデル・コアカリキュラムに示された「代表的な疾患（がん、高血圧症、糖尿病、心疾患、脳血管障害、精神神経疾患、免疫・アレルギー疾患及び感染症をいう。）」に関する症例を実習できる体制を整備していることが望ましい。
(エ) 薬剤師賠償責任保険に加入していることが望ましい。

また、公益社団法人日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS)、一般社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定薬剤師、公益財団法人日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師等の生涯学習システムに参加又は認定を取得している薬剤師であることが望ましい。

6. 新規認定申請

(1) 申請手続き方法

別紙 認定実務実習指導薬剤師申請手続き説明書をもとに、認定申請をする。

なお、認定申請審査料の納入は、この法人が定める方法とし、振り込み手数料は申請者が負担するものとする。

一旦振り込まれた認定申請審査料は理由の如何を問わず返却しない（審査の結果、認定不可となつた場合でも返却しない。また、この認定申請審査料を、他の如何なるものにも流用することはできない）。

口座振込みの場合は、申請日前3か月以内に行つたものに限るものとし、それ以前のものは無効とする。

領収証は発行せず、振込明細等を以て領収証に代える。

7. 登録、認定証及び公表

(1) 認定実務実習指導薬剤師名簿への登録

認定者の氏名、住所、認定番号、認定年月日及び勤務先施設名を認定実務実習指導薬剤師名簿に登録する。

(2) 認定証の交付

認定者に対して認定証を交付する。なお、認定から認定証到着までの間の便に供するため、認定後直ちに認定通知メールを送付する。

(3) 認定証を交付された者の公表

すべての認定者について、この法人のホームページに、氏名、認定番号、認定期限（年月日）及び勤務先施設名を掲載し、公表する。

認定に当たっては、上記全項目の公表を前提とし、全部又は一部の公表を希望しない場合は認定しない。

8. 認定の有効期間

認定の有効期間は、通常6年間であり、認定証に記載した認定有効期間の開始日から最終日までとする。

9. 届出の義務

認定者は、名簿に登録された氏名、住所又は勤務先施設名に変更が生じた場合は、速やかに届出ること。

10. 認定証の再発行

紛失や氏名変更などにより認定証の再発行が必要な場合は、申請することができる。

11. 更新申請

(1) 更新の条件

更新申請に際して満たすべき条件は次のとおりとする。

①認定期間中に、実務実習生の指導実績（勤務する施設が受入施設として実務実習生を受入れ、その実習生の指導を行った場合に限る。）が1例以上あること。ただし、指導実績がない場合は、その理由、その間の勤務状況の説明及び今後の指導の見込を具体的に申告すること。それに基づき認定委員会が個別に審査する。

②勤務状況に関し、次のア、イ及びウのすべてを満たすこと。なお、薬剤師実務は勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る。

ア 現に薬剤師実務に従事していること。

イ 認定期間中に3年以上病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。

ウ 更新申請の直近1年以上継続的に病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。

③更新講習を受講していること。

更新講習は講習会形式の研修とし、その内容は、次のとおりとする。

講座④ 薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン（内容は講座②と同じ。）

更新講習を受講できる者は、認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上を経過した者とする。なお、この受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた受講証は無効である。

更新講習の受講証（研修修了日が平成30年(2018年)4月1日以降のものに限る。）の有効期間は、受講日から3年間とする。有効期間を過ぎた受講証は無効である。

なお、本協議会が認めたアドバンストワークショップ（以下「AWS」という。）を修了した者（講師を務めた者を含む。）は、11. (1)③に規定する更新講習を受講したものとみなす。この場合、更新申請において、AWSの修了証（条件③に規定する修了証）を以て更新講習の受講証に代えることができる。なお、AWSの修了証の有効期間は終了日から3年間とする。

i) 改訂・薬学教育モデル・コアカリキュラムの内容の迅速な伝達等を目的とするものであること。

ii) 受講者には、修了証（この法人の各病院・薬局実務実習地区調整機構委員長の発行するものに限る。）が交付されること。

また、11. (1)③に規定する更新講習の受講が困難な場合は、講座④を公益財団法人日本薬剤師研修センターの実施するe-ラーニングの方式で行うことにより更新講習を受講したものとみなす。

(2) 更新申請における手続き

更新認定申請は、認定期限の3か月前より行うことができる。

別紙 認定実務実習指導薬剤師申請手続き説明書をもとに、認定申請をする。

なお、認定申請審査料の納入は、この法人が定める指定の方法とし、振り込み手数料は申請者が負担するものとする。

一旦振り込まれた認定申請審査料は理由の如何を問わず返却しない（審査の結果、認定不可となつた場合でも返却しない。また、この認定申請審査料を、他の如何なるものにも流用することはできない）。

振込みは、申請前3か月以内に行ったものに限るものとし、それ以前のものは無効とする。

領収証は発行せず、振込明細等を以て領収証に代える。

(3) 更新に係る特例等

認定期間終了時に勤務要件および研修要件において更新の条件が満たされていないために、更新申請を行うことができなかつた者が、認定期間終了後2年以内に更新の条件をすべて満たすこととなつた場合は、更新申請としての手続きをすることができる。ただし、この更新の有効期間の起算日は、通常の更新がなされたとした場合の起算日とする。この場合、その更新申請は、更新の条件すべてを満たしてから3か月以内に行わなければならない。

12. 更新に関する準用

7.（登録、認定証及び公表）、8.（認定の有効期間）、9.（届出の義務）及び10.（認定証の再発行）の規定は、更新の場合に準用する。

13. 認定申請審査料等 [適格請求書発行事業者登録番号：T8011005001594]

(1) 認定申請 5,500円（本体5,000円+消費税[10%]500円）

(2) 認定証再発行（紛失、氏名変更等による再発行）

1,870円（本体1,700円+消費税[10%]170円）

(3) 更新申請 5,500円（本体5,000円+消費税[10%]500円）

なお、いずれの場合も振り込み手数料は申請者の負担とする。

14. 認定の取消し

(1) 以下のアからエに該当する者は、その認定を取り消す。

ア 薬剤師の資格を失った者

イ 薬事に関し犯罪又は不正の行為があつた者

ウ 提出書類において、偽造、変造その他の不正な行為があつた者

エ 上記の他薬剤師として著しく不適正な行為があつた者

- (2)認定を取り消そうとするときは、あらかじめ、当該者にその旨を通知し、その求めがあったときは、その者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- (3)認定実務実習指導薬剤師の取り消しは、認定委員会に諮った上で決定する。ただし、迅速に取り消しを行う必要があると代表理事が認めた場合は、委員長が決定するものとし、その後初めて行われた認定委員会に報告する。
- (4)認定を取り消した者に対しては、返納期限を設定した上で、認定証の返納を求める。返納期限が到来しても認定証が返納されない場合は、取り消した旨及び取消対象者の氏名をこの法人のホームページに掲載する。

15. 改正手続き

本要領の改正は、認定委員会で審議し決定する。

附則

本要領は、令和4年3月11日に制定し、令和4年4月1日より施行する。

令和4年6月28日一部改正

本紙の内容は、全て「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領」に記載されている内容を抜粋し、分かりやすくしたもので
必ず「[認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領](#)」を併せてご確認ください。

以下の受講資格を満たさずに受講してしまい、
認定申請をされても認定不可となってしまう方がいらっしゃいます。
くれぐれも事前にご確認ください。

講習会とワークショップの受講資格は **3つです！**

<受講資格> ★①～③全てを満たして受講してください。それ以外は、無効となります★

1

6年制卒→薬剤師実務^{※1}経験が3年以上あること^{※2}
4年制卒→薬剤師実務経験が5年以上あること

実施要領5-①

2

薬剤師実務経験が、受講する時点において継続して3年以上^{※3,4}であること

実施要領5-②

3

現に病院又は薬局^{※5}に勤務していること

実施要領5-②



チェックポイントは**5つ**です！

受講資格にある^{※1～5}について、

以下の※1～5を確認してくださいね。

チェック

※1

1

6年制卒→薬剤師実務^{※1}経験が3年以上あること^{※2}
4年制卒→薬剤師実務経験が5年以上あること

本認定制度における「**薬剤師実務**」とは、

- ・薬剤師名簿への登録年月日以降、
- ・病院又は薬局で
- ・勤務時間数が1週間当たり**3日以上かつ20時間以上**

を全て満たしている状態のことを言います。

※2

6年制卒の方は、薬剤師実務経験が3年以上で講習会とワークショップを受講できますが、
薬剤師実務経験が**5年以上**となってからでなければ新規認定申請（手続き）は出来ませんので、
ご注意ください。

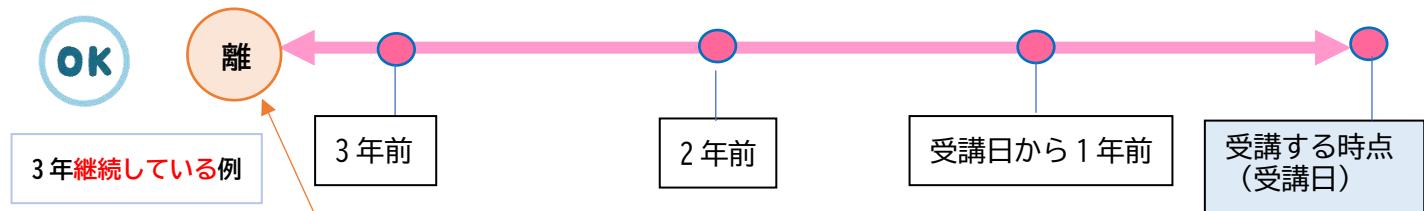
～次ページへ続く～

※3

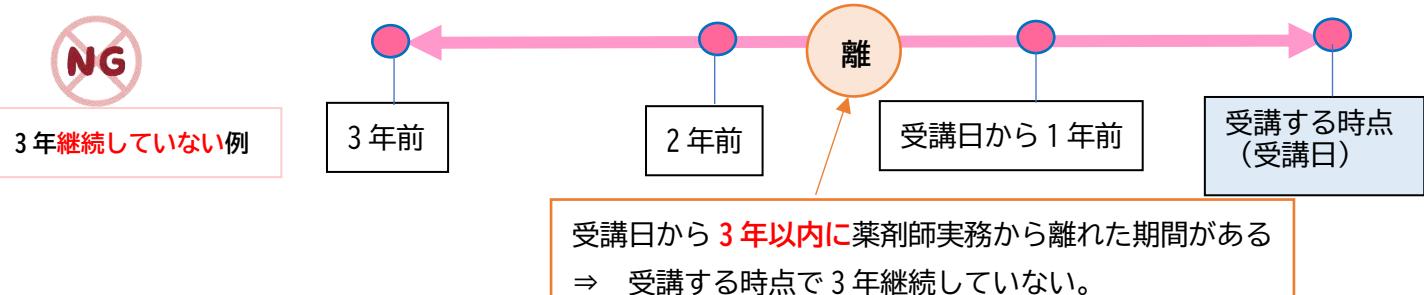
2

薬剤師実務経験が、受講する時点において継続して3年以上^{※3,4}であること

「薬剤師実務経験が、受講する時点において継続して3年以上であること」とは、過去のいずれかで継続して3年以上の薬剤師実務経験があればよいという意味ではありません。受講日から遡って、継続して3年以上ということです。



受講日から**3年以上前に**薬剤師実務から離れた期間がある
⇒ 受講する時点で3年継続しているのでOK。



受講日から**3年以内に**薬剤師実務から離れた期間がある
⇒ 受講する時点で3年継続していない。

※4

理由は問わず、病院又は薬局での薬剤師実務から離れた場合は、
「継続している」とはみなされません。



女性の産前産後休業、育児休業、男性の育児休業、また、病気療養や介護、海外留学や転職活動、薬局の開設準備の他、申請者自身の意向によらない事由（家族の転勤や介護、会社の意向による本社勤務等）などの理由は問わず「継続しているか」が要件です。

学生指導の観点からこのように「継続性」を重視した受講資格となっています。

～次ページへ続く～

*5

3

現に病院又は薬局^{*5}に勤務していること



実習生を受け入れる可能性のある施設、指導できる環境において薬剤師実務に従事していることを重視し、1週間当たり3日以上かつ20時間以上「病院又は薬局に勤務」という条件になっています。そのため、クリニックや診療所、老人保健施設、本社・本部勤務等は受入施設にはなれませんので、「病院又は薬局に勤務している」とは判断されません。

なお、「現に」は②で言う「受講する時点において」と同じ意味です。

<その他の確認事項>

■講習会の受講証／ワークショップの修了証 の有効期限 ⇒ 6年間
(研修終了日が2018年4月1日以降のものに限ります。)

認定実務実習指導薬剤師は、薬剤師の自己研鑽のものではなく
薬学生の実習を指導するための認定です。
どうか、ご理解のほどお願い申し上げます。

よろしくお願いします

